

徳島県「かかりつけ医と連携した特定健康診査の受診勧奨モデル構築事業」 企画提案公募要領

1 委託業務名

徳島県「かかりつけ医と連携した特定健康診査の受診勧奨モデル構築事業」

2 事業の内容

(1) 業務内容

別紙「徳島県『かかりつけ医と連携した特定健康診査の受診勧奨モデル構築事業』 業務委託仕様書のとおり

(2) 委託料上限額

金 6, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む。）

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 参加資格

本業務の実施に必要な能力・執行体制を有し、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 仕様書に定める業務について、適正な執行体制を備え、十分な業務遂行能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 条）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

4 参加申込み及び企画提案書の提出等

(1) 質問の受付

当該公募に係る質問は、「質問書（様式第 2 号）」により行うものとし、電子メール又はファクシミリにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は、県ホームページに掲載する。

【受付期間】 令和 7 年 5 月 2 8 日(水)から 6 月 4 日(水)までの
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土・日・祝日を除く）

（２）参加申込書の提出

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、次のとおり必要書類を電子メール又はファクシミリにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

【提出書類】 参加申込書（様式第 1 号） 1 部

【提出期限】 令和 7 年 6 月 1 1 日(水) 午後 5 時まで（必着）

（３）企画提案書及び見積書等の提出

次の書類を作成の上、持参又は郵送（書留で期限内必着）により事務局まで提出すること。

【提出書類】 次のア～イに記載する書類等の正本 1 部、副本 8 部

【提出期限】 令和 7 年 6 月 2 3 日(月) 午後 5 時まで（必着）

ア 企画提案書（様式第 3 号）

- 1 提案者の概要等（任意様式）
- 2 企画提案書（任意様式とし、記載項目は次のとおりとする。）
 - ・ 類似業務実績
 - ・ 業務に係る実施方針、スケジュール及び具体的な企画提案（成果物を含む）
 - ・ 本業務の実施体制
- 3 見積書（任意様式）
見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳
- 4 参考資料（任意提出）
企画提案内容を補足する資料があれば提出すること。

イ その他添付資料

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※個人事業主の場合は、「開業届（写し）」を提出
- ・ 直近 2 期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書など
※設立 1 年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書
- ・ 県税及び国税に未納がない旨の証明書（原本）

（４）留意事項

企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合がある。また、提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 提出先（事務局）

徳島県 保健福祉部 健康寿命推進課 国保運営室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

（電 話）088-621-2190

（ファクシミリ）088-621-2841

（E-mail）kenkoujumyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

5 選定及び審査方法

(1) 選定方法

- ・ 提出された企画提案書については、徳島県が別に設置する選定委員会において、審査を行った上で、最優秀提案者（委託候補者）を選定する。
- ・ また、参加者が1者だった場合は、選定委員会にて審査を行った上で、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。
- ・ 評価基準は、目的を達成するための企画力や創意工夫、実現可能性などを中心に採点し、その合計点を基準に選定委員会で選定する。
- ・ 選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 審査方法

- ・ 選定委員会は、プレゼンテーション方式（企画提案書の提出者はプレゼンテーションにより内容説明を行い、選定委員からの質疑に応答する。）により行うものとする。
- ・ 選定委員会の日時及び場所は、企画提案書の提出者に別途通知する。
なお、所要時間は、1提案者あたり25分以内（提出された企画提案書に基づく説明15分以内、質疑応答10分以内）を予定している。

(3) 審査結果

- ・ 審査の結果については、全ての提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称を県ホームページにて公表する。
- ・ ただし、審査の経緯については公表しない。また、選定結果に対する異議申立ては受理しない。

(4) その他

次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

6 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の（3）に示す提出期限までに、「応募辞退届（様式第4号）」を提出すること。なお、辞退の届出については、持参又は郵送（書留で期限内必着）によること。

7 契約締結

- ・ 契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- ・ 別紙仕様書は、当該業務の最低水準を示すものであり、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。
- ・ 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

8 その他の留意事項

- ・ 本事業の実施に当たっては、公募要領、委託契約書及び徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。
- ・ この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

9 スケジュール

募集開始	令和7年5月28日(水)
質問受付期間	令和7年5月28日(水)～6月4日(水)
参加申込書提出期限	令和7年6月11日(水) 午後5時必着
企画提案書提出期限	令和7年6月23日(月) 午後5時必着
選定委員会開催	令和7年7月上旬(予定)
選定結果通知	令和7年7月上旬(予定)
契約	令和7年7月中旬(予定)